

平成21年5月15日

各位

会社名 大日本木材防腐株式会社  
代表者名 取締役社長 鈴木 龍一郎  
(コード番号 7907 名証第二部)  
問合せ先 専務取締役 上田 茂夫  
(TEL 052-661-1502)

#### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成21年5月15日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成21年6月26日開催予定の第130期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 変更の理由

- (1) 今後の事業拡大に備え、現行定款第2条(目的)に事業目的を追加するものであります。
- (2) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)が平成21年1月5日に施行され、上場株式は一斉に振替株式に変更されたこと(いわゆる「株券の電子化」をいいます。)から、これに対応するために、株券の存在を前提とした規定の削除およびその他所要の変更を行うものであります。(現行定款第7条、第9条、第10条、第12条)
- (3) 本変更に係る経過的な措置を定めるため附則を設けるものであります。(変更案附則第1条および第2条)
- (4) 上記変更に伴う条数の変更を行うものであります。

##### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

##### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成21年6月26日(予定)
定款変更の効力発生日	平成21年6月26日(予定)

以上

別紙

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的)</p> <p>第2条 (条文省略)</p> <p>1. ～13. (省略)</p> <p>(新設)</p> <p>14. 前各号に関する一切の事業</p> <p>第3条～第6条 (条文省略)</p> <p><u>(株券の発行)</u></p> <p>第7条 <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第8条 (条文省略)</p> <p><u>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</u></p> <p>第9条 当社の単元株式数は、1,000株とする。</p> <p>2. <u>当社は、第7条の規定にかかわらず、単元株式数に満たない数の株式(以下「単元未満株式」という。)に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p>(単元未満株式を有する株主の権利)</p> <p>第10条 当社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1)～(4) (条文省略)</p> <p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第11条 (条文省略)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第12条 (条文省略)</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. <u>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびにこれらの備置きその他</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 (現行どおり)</p> <p>1. ～13. (省略)</p> <p>14. <u>塗装工事業</u></p> <p>15. 前各号に関する一切の事業</p> <p>第3条～第6条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第7条 (現行どおり)</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第8条 当社の単元株式数は、1,000株とする。</p> <p>(削除)</p> <p>(単元未満株式を有する株主の権利)</p> <p>第9条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1)～(4) (現行どおり)</p> <p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第10条 (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. 当社の株主名簿<u>および新株予約権原簿</u>の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿<u>および新株予約権原簿</u>に関する事務は、<u>株主</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>の株主名簿、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿</u>に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>第13条～第30条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>第12条～第29条 (現行どおり)</p> <p>(附則)</p> <p><u>第1条</u> 当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p><u>第2条</u> 前条および本条は、平成22年1月5日まで有効とし、同日の経過をもって前条および本条を削除する。</p>

以 上